



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会社名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 北野 隆典
(コード番号 6923 東証第1部)
問合せ先 経 理 部 門 長 赤松 知範
(TEL. 03-6866-2222)

ストックオプション（新株予約権）の行使期間の修正に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社第 7 回新株予約権（会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、平成 29 年 7 月 31 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権をいいます。）の行使期間を、下記の通り修正することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第 7 回新株予約権の行使期間の修正の内容

- (1) 行使期間を修正する新株予約権の名称
スタンレー電気株式会社 第 7 回 新株予約権
- (2) 行使期間を修正する新株予約権の数
2,210 個（平成 30 年 4 月 30 日時点）
- (3) 修正の内容
＜修正前＞
新株予約権を行使することができる期間
平成 32 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで

＜修正後＞
新株予約権を行使することができる期間
平成 32 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

2. 第 7 回新株予約権の行使期間の修正の理由

当社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 105 回定時株主総会決議においてご承認いただいた取締役に対するストックオプションとしての報酬等の枠に基づいて、平成 29 年 7 月 31 日開催の取締役会にて新株予約権（以下、「第 7 回新株予約権」といいます。）を発行することの決議を行い、同年 8 月 29 日に当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および一部従業員ならびに当社関係会社の常勤取締役に対し、付与をいたしました。当社は、この第 7 回新株予約権について、「新株予約権を行使することができる期間」を、「平成 32 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」として付与しましたが、第 105 回定時株主総会決議では、「新株予約権を行使することができる期間」を、「新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後 6 年間を経過

する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる」としてご承認をいただいております。第105回定時株主総会決議でご承認をいただいた内容と異なる内容となっておりますので、株主総会決議でのご承認内容に従うべく修正いたします。

(ご参考)

スタンレー電気株式会社 第7回新株予約権の概要

- ① 割当日 : 平成29年8月29日
- ② 発行時の新株予約権の総数 : 2,226個
- ③ 発行時の目的株式数 : 222,600株
- ④ 行使価額 : 1株あたり3,742円
- ⑤ 平成30年4月30日現在で未行使の新株予約権の数 : 2,210個

以 上